

令和2年総務建設産業常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月9日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和2年12月9日 午前9時 委員長宣告
4. 付託された審査事項
 - 請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書
 - 請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

議事日程

令和2年12月9日（水曜日） 午前9時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 付託事件の審査及び採決

(議会事務局)

①請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

②請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

出席委員（5名）

委員長	山田儀雄	副委員長	伏屋光幸
委員	大沢まり子	委員	奥村悟
委員	清水亮太		

その他出席した議員

議員 福井俊雄

欠席委員

委員 加藤保郎

傍聴者

高山由行 岡本隆子 安藤雅子 安藤信治
谷口鈴男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村治彦	議会事務局書記	大脇敬之
--------	------	---------	------

委員長（山田儀雄君）

皆さん、おはようございます。

昨日、岐阜県知事選挙の事前説明会があったということで、5つの候補者の方が集まられて、もちろん現職の知事陣営も行かれたと思いますけれども、また先日、これに関わるわけではないんですけど、現職知事の選挙決起大会みたいなのがありまして行きましたら、例の御嵩町の亜炭鉱廃坑の予算が80億円、5年間ついたという報告がありまして、本当にちょっと安心したわけでありまして、今後いろんな形で選挙に関わっていかなあかなという思いもあります。

それでは、ただいまの出席委員は5名で定足数に達しております。

これより総務建設産業常任委員会を開会いたします。

なお、加藤保郎委員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告を申し上げます。

最初に、議長より挨拶をお願いします。

議長（高山由行君）

おはようございます。

昨日に続き、今日常任委員会ということで、請願2件をしっかりと審査していただきたいと思っております。それぞれの思いもありますし、地域性もあります。法律上どうなっておるかということも加味しながら、今日しっかりと審議、どれだけ時間がかかってもよろしいので、頑張ってください。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長（山田儀雄君）

ありがとうございました。

これより令和2年12月4日の本会議において当委員会に付託されました事件について、それぞれ審査及び採決を行いたいと思っております。

付託事件の審査及び採決に入りますけれども、質疑等を行う場合は、挙手の上行っていただくようお願いをいたします。

請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、②請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、以上2件については、提出者は異なりますけれども、同一趣旨の請願のため、一括審議としますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。請願第1号及び第2号は、審査の内容から紹介議員として伏屋光幸君、奥村悟君、福井俊雄君の出席を求めます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

なお、伏屋光幸君と奥村悟君は当委員会の委員ですが、紹介議員として意見及び答弁をお願いいたします。

それでは、紹介議員席のほうにお移り願いたいと思います。

それでは、ここで紹介議員から資料の提出がありましたので、事務局のほうに配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

それでは、ただいまから紹介議員に請願内容及びその理由について、説明及び意見を求めます。発言される方は挙手をお願いしたいと思います。

委員（奥村 悟君）

それでは、私のほうから発言をさせていただきます。

請願第1号、第2号につきましては、請願の取扱いについて、令和2年12月6日に紹介議員3人で話し合いを行い、請願の願意については十分に理解できるが、実現性の面で確信が持てないということやその意思を酌み取るということで、紹介議員3人の統一見解として趣旨採択で一致していますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長（山田儀雄君）

そのほか。

副委員長（伏屋光幸君）

今、奥村委員が言われた趣旨採択については、私は反対です。そのときによく理解ができなかったのが後からよく調べましたところ、それでは私は不満です。今の意見に対して。

委員長（山田儀雄君）

何を求められますか。

副委員長（伏屋光幸君）

僕は採択。

そうしたら、いいですか。説明というか、今のところ全般的に。

委員長（山田儀雄君）

どうぞ、やってください。

副委員長（伏屋光幸君）

今の請願書について説明をいたします。

伏見山田地区、洞地区より、令和2年10月2日に高山議長に両地区より請願書が提出されました。内容的には、さきに提出された嘆願書と変わりはありません。洞地区住民にとっては、

2010年、2011年に豪雨水害を受けたつらい思いの経験上、大規模の太陽光施設により今後水害被害が起きる危険性がかなり高く、生活環境に不安を抱えています。また、旧兼山町時代から古城山一帯は開発計画が幾度もあり、学園都市構想、住宅団地構想と今回の太陽光発電所、全ての開発計画に自治会を挙げて反対意思を貫いて、恵まれた自然環境と生活を守り抜いた山田自治会。

県内で今までにない大規模な太陽光発電の計画であり、場所は可児市兼山字古城山の一帯です。全体敷地は約21.7ヘクタールで、事業用地は19.9ヘクタール。県下では最大級の規模である。

地元住民は、署名活動をして太陽光発電事業に反対をしています。私も伏見地区議員として応援をしています。理由は、大規模過ぎる太陽光発電施設であること。豊かな自然環境である森林が大規模伐採で保水力が低下し、土砂崩れや水害被害が起きる危険性がかなり高くなり、生活環境に不安が生じること。里山の景観と希少生物の生息場所がなくなること。この地域の先人たちが守り抜いた里山の景観と豊かな土地、自然環境を守り子孫に引き継いでいくことが我々の役目だと思います。以上であります。

議員（福井俊雄君）

そもそもこの請願というのは、伏見地区の山田自治会の全戸、それと洞のごく一部の戸数の、5軒ほどですけれども、除いた全部の皆さんがこの計画に対して反対の意思を示されています。それで、この請願は、御嵩町議会、御嵩町にとっては、実は何の権限もないものでございますけれども、私たちの反対とする真剣な思いを議会に酌み取っていただきまして、反対という後押しを議員の皆さんしてください、どうかよろしくお願ひしますという切ない思いの請願でございます。

じゃあどうして反対するかと言われると、今、伏屋さんが言われたように規模が大きいこと。そして建設する間の車両の多さで子供たち、もしくは住民の往来に危険が生じるかもしれないということ。山田川、比衣川の水利に貯水池は4つ造るということになっておりますけれども、それで果たして大丈夫だろうか。比衣川、山田川は自分たちが生活をしていく田畑がそこから水利を取っています。それが台なしになってしまうんじゃないか、そして自分たちが子供の頃から慣れ親しんできた自然が台なしになってしまうんじゃないか。また、今、資料の出しましたのは、兼山の方の可児市に対する請願ですけど、これを見ると、見てのとおり、その場所はオオタカの飛来、カイツブリの巣があります。そして、貴重な植物、希少昆虫も多々ございます。そんなところを台なしにしていいものではないでしょうか。

また、古城山の南斜面にできるんですけれども、古城山は、先日、日本新名城100遺産にもなっています。貴重な城の石垣の跡があります。そんな古城山に登って観光客が来たときに、

見える斜面が太陽光で埋め尽くされるのはどうだろうか、とても我慢できないという、私、兼山の人の意見も、そして洞と山田の人の意見もお聞きして、この反対の請願の紹介議員になりました。以上でございます。

委員長（山田儀雄君）

3人の方に今説明願ったわけなんですけれども、特に補足説明があればお願いをしたいなと思います。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、これより紹介議員3名の方への質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

委員（清水亮太君）

福井議員にお尋ねしますけど、趣旨採択に反対なのか、普通の採択にすべきなのか、ちょっと教えてください。

議員（福井俊雄君）

厳しいことを聞かれましたけれども、現状、私、趣旨採択でいいなと思っていました、正直に言って。けれども、地元の山田、洞の人たちと話をしたら、私たちの後押しをお願いします。採択をしてくださいという声があまりに大きいので、今考えているのは、もしこの場で趣旨採択ができなければ、疑念を全部解いてもらうために継続審査にするのがいいかなあと考えています。以上です。

委員長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

委員（大沢まり子君）

すみません。今ちょっと私聞き間違えたのか、趣旨採択でなければと今おっしゃられましたけど、採択でなければの違いですか。それとも趣旨採択ということでよかったですか。

議員（福井俊雄君）

清水委員から趣旨採択についてと言われましたので、趣旨採択に対するお答えをいたしました。

地元の人たちの話を聞いて、彼らの願いを、やっぱり我々は伏見の代表3人ですから、3人の力を合わせて、採択をしていただくように努力をするべきだと思いますけれども、それがかなわないならば継続審査にしてもらえるとありがたいという意見を述べさせていただきました。以上です。

委員長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員（大沢まり子君）

ここに、文章を見まして、今説明も、請願書を出された理由についてはお伺いいたしましたが、この文章には請願項目というのが特にないわけですけれども、表明をさせていただきます、請願を申し上げますということですので、意思を表明されるということが請願内容になるというものの解釈でよろしいのでしょうか。

どなたでもよろしいですが。

副委員長（伏屋光幸君）

今、大沢さんのほうから質疑がありましたけど、紹介議員としては、今の請願書の内容以外には付け加えての説明はできませんので、それで今、福井君が言ったように継続審査というあれにさせていただいた場合には、今の請願書の提出者、洞地区、山田地区の代表者に、1名ずつでもいいと思いますけど、その方たちから意見というか、請願をした理由を聞かれたほうが、私たちもこの文章からより説明ができませんので、もし不採択された場合はそういうふうにしていただきたいと思います。

委員長（山田儀雄君）

ちょっと私から申し上げたいと思いますけれども、参考人として請願に署名された方、地元の方を呼んでくれということ、それと継続審査という言葉があったと思いますけれども、今回私たちが本会議で付託されて、参考人を呼ぶとか継続審査についての理由が、この文章が変わらない限り、何て言いますかね、何ら変わりが無い、願意がないという部分でね、と思いますが、その辺のところはどうお考えですか。

副委員長（伏屋光幸君）

今の、令和2年10月2日だったと思いますけど、請願書提出時に今の請願書を精査されて、アドバイスとか、あれとかというのがなかったということですが、受理されたということで、何も私たちは動くことができなかったのが事実です。

議長（高山由行君）

ちょっと委員長、議長として発言を求めます。

委員長（山田儀雄君）

議長。

議長（高山由行君）

すみません、一言、委員長にも委員の方にも少しお話ししたいと思いますが、今現在話合っておることが、早々に結論を導き出そうとして、今日の結論はどうしようという話に最初からなっていて、委員会としては請願書の内容をもう少し皆さんでしっかりと審議してい

ただきたい。それは、願意がどこにあるのか、御嵩町議会に何をやってほしいのか、御嵩町議会議員としてどういうお話し合いをして、どういう気持ちを酌み取ってほしいのかということをもう少し委員会としてちょっと審議をしてほしい。もう皆さん結論を急ぎ過ぎ。どういう形に最終持っていこうかという話ばかりして、内容をもうちょっと精査しなくては、内容が分からぬのに、まだまだもうちょっとお話し合いをしていただきたい、委員長。

委員長（山田儀雄君）

議長のおっしゃるとおりだと思います。私たちはここに付託されて、基本的には何も理由がないのに延ばすとか、参考人を呼ぶという部分が今出てきていますので、この中の文章について、願意、そういったものについて協議していきたい、こんなふうに思います。

委員（奥村 悟君）

ちょっとこれを消してください。議事録は取ってほしくないですので、オフレコでいきたいので。

委員長（山田儀雄君）

休憩しましょうか。

[「暫時休憩を求めな」と呼ぶ者あり]

委員（奥村 悟君）

暫時休憩を、すみません。

委員長（山田儀雄君）

暫時休憩をいたします。

午前9時23分 休憩

午前10時05分 再開

委員長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

休憩中にもいろいろ討議していただきましたけれども、再度確認したいと思います。

請願第1号、第2号について、願意については、まさに御嵩町議会議員の皆様に私たち山田、洞住民の意思を酌み取ってくださいますようお願いいたします、こういうことでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ということで、特に質疑、ほかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、伏屋光幸君と奥村悟君は自席のほうへ、福井俊雄君は傍聴席のほうに移動をお願いしたいと思います。

それでは、請願第1号及び請願第2号について、これより自由討議に入りたいと思います。

御意見ある方、お願いしたいと思います。

ないでしょうか。

委員（清水亮太君）

いろいろちょっと質疑をやらせていただきまして、この請願に対する願意というものが意思を酌み取ってほしいというような願意であって、願意の具体性がちょっと乏しいところがありますので、手続上はこの請願は採択すべきものではないというようなものになってしまいますが、ただそれで住民の意思を酌み取るという我々議員として大切な仕事を、こんな手続論をもってして駄目というのは、私はあってはならないかなあとと思いますので、これは、請願に対しては趣旨採択が妥当かなあとと思います。以上です。

委員長（山田儀雄君）

ありがとうございました。

自由討議でありますけれども、最後のところにやはり自分の思いだけ、意思表示だけしていただくとありがたい、こんなことを思っております。

奥村委員、いかがでしょうか。

委員（奥村 悟君）

私も山田自治会の住民でございますので、当然のことながら、本来だと意思を酌み取って採択ということでお願いするものなんですけれども、やっぱりこの文言から読み取ると、そこまでは読み込めない、やっぱり願意請うということだけ望まざるを得ないということの中で、やはり趣旨採択かなあというふうに思いますので、以上です。

委員長（山田儀雄君）

ありがとうございました。

大沢委員、お願いいたします。

委員（大沢まり子君）

私も、今、請願書を読みましても、住民の方の反対の意思を酌み取っていただきたいということを議会にお願いをされておりますので、具体的な請願項目も今回ございませんので、趣旨採択にすべきかなあというふうに考えております。

委員長（山田儀雄君）

あとは伏屋委員、お願いいたします。

副委員長（伏屋光幸君）

私はちょっと条件がありまして、もし趣旨採択であれば、もう一度請願書を出し直すというふうにしてほしいと思います。

委員長（山田儀雄君）

ただいまの伏屋委員の出し直すという部分は、今回の請願をどうした後に出し直すという形なんでしょうか。

副委員長（伏屋光幸君）

この後、令和2年12月11日に本会議の席ではっきりした採決をされると思いますけど、その後でいいです。

委員長（山田儀雄君）

今日決まったことを委員長が最終日に報告をいたします。その結果について、今日の我々の総務建設産業常任委員会以外の方も採決に最終的には加わるんですけども、その段階では総務委員会の委員長報告となる結果が出ていなきゃ報告できないわけで、それについての賛否を問うていると思いますけれども。

副委員長（伏屋光幸君）

分かりました。

委員長（山田儀雄君）

ということで、伏屋委員はこの請願についての意思表示をお願いしたいと思いますけれども。

副委員長（伏屋光幸君）

先ほど、伏見地区の委員さんのほうからいろいろ説得を求められたのは事実であります。

今、皆さん、当委員会の皆さんがほとんどの方が趣旨採択と言われておりますので、その決定に従うより仕方がないというふうに考えが少し変わっております。

委員長（山田儀雄君）

ありがとうございました。

それでは、請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、②請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書について、採決を行います。

ただいま、委員の皆様方から意思表示をしていただきました。今回の請願については……。

委員（奥村 悟君）

委員長、ちょっと発言をよろしいですか。

委員長（山田儀雄君）

奥村委員、どうぞ。

委員（奥村 悟君）

じゃあ、すみません、少しお時間をいただきまして、私のちょっと本意を発言させていただきます。なぜ趣旨採択かという本意をちょっと述べさせていただきたいと思います。

請願第1号、2号につきましては、先般、洞、山田自治会の代表者の方が紹介議員になってもらいたいと来られましたので、快く承諾をいたしました。その動機は、私も山田自治会の住民であり、山一つ離れた隣の洞自治会も同じ伏見地区の親しい関係であります。今回、可児市兼山と御嵩町伏見洞、山田地区にまたがる約20ヘクタール余りの山林を伐採し、2つの発電事業者が太陽光発電事業を計画していることに、私自身も大変心を痛めています。両自治会の住民の心情を推しはかると、私個人としてもこの事業計画には反対の立場を貫き通さねばならないと思っているからであります。

事の発端は、高度経済成長期に持ち上がった大規模な住宅団地構想が頓挫し、それまで所有していた事業者が土地を転売し、この広大な山林などの土地を発電事業者が所有していたことが今となっております。これだけの規模の太陽光発電所が設置されれば、山田地域の自然を破壊するだけにとどまらず、水害や河川の水質悪化の影響は、農業用水としても利用する下流域の山田川、さらに可児川流域まで広範囲に及びます。また、その予定地が洞地区の住宅地に近接し、反射光や騒音により悪影響を及ぼします。さらに例を挙げさせてもらうならば、平成30年6月から7月にかけて発生した西日本豪雨では、太陽光発電パネルの崩落と共に土砂が流出しました。また、兵庫県の山陽新幹線の線路近くの傾斜地に設置された太陽光発電が崩落し、新幹線が一時運休になりました。こういったことから、急峻な山林を削って傾斜地に設置された太陽光発電は、大雨による地盤が流れ出ることによる崩落の危険性が高いと言わざるを得ません。

また、森林伐採による地形の変化による河川や動植物、生態系への影響もあると指摘されています。請願にもあるように、山田地域や洞地域は恵まれた自然環境の中で、この豊かな環境や周辺の田畑を守りつつ生き抜いてきました。この先、壮大な太陽光発電のパネルを想像したときに、20年間もの間地域と共生できるものなのか疑問しかありません。この太陽光発電事業は多くの自然環境破壊を引き起こし、農産物や御嵩町そのものの印象まで一変させる危険性があります。事業着手後の撤退などに至った場合、御嵩町の財政基盤そのものを揺るがしかねない深刻なダメージになるおそれがあります。

これらの理由でこの請願に賛成し、採択をお願いするものですが、内容や趣旨に妥当でないところもあり、実現性のある意見書などを一緒に検討することも踏まえて、趣旨については十分に理解できますので、趣旨採択ということでお願いするものです。以上です。

委員長（山田儀雄君）

それでは、請願第1号、請願第2号について採決を行います。

ただいまの意思表示の中で、今回の請願については、趣旨採択にしてはいかがかという意見がありました。

本件を趣旨採択すべきものか採決を採ります。

本請願を趣旨採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

全員賛成であります。よって、請願第1号及び請願第2号は、趣旨採択すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日審査していただきました案件の委員長報告は、私、委員長が作成し、議長に提出しますので、御了承をお願いいたします。

これで総務建設産業常任委員会を終わります。御苦労さまでした。

午前10時20分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

総務建設産業常任委員長